

平成 22 年 12 月 22 日
企業会計基準委員会

企業会計基準公開草案第 45 号（企業会計基準第 12 号の改正案）

「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」及び

企業会計基準適用指針公開草案第 42 号（企業会計基準適用指針第 14 号の改正案）

「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針(案)」等の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会では、企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」並びにこれらに関連する企業会計基準及び企業会計基準適用指針(以下「四半期会計基準等」という。)の改正について、市場関係者への意見聴取も実施した上で審議を重ねてまいりました。

今般、平成 22 年 12 月 16 日の第 215 回企業会計基準委員会において、次の企業会計基準及び適用指針を改正する公開草案(以下「本公開草案」という。)の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

- ・ 企業会計基準公開草案第 45 号（企業会計基準第 12 号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」(以下「会計基準案第 45 号」という。)
- ・ 企業会計基準公開草案第 46 号（企業会計基準第 20 号の改正案）「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準（案）」(以下「会計基準案第 46 号」という。)
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第 41 号（企業会計基準適用指針第 4 号の改正案）「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針（案）」(以下「適用指針案第 41 号」という。)
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第 42 号（企業会計基準適用指針第 14 号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針(案)」(以下「適用指針案第 42 号」という。)
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第 43 号（企業会計基準適用指針第 15 号の改正案）「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針（案）」(以下「適用指針案第 43 号」という。)

- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第 44 号（企業会計基準適用指針第 16 号の改正案）「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「適用指針案第 44 号」という。）
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第 45 号（企業会計基準適用指針第 19 号の改正案）「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」（以下「適用指針案第 45 号」という。）
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第 46 号（企業会計基準適用指針第 21 号の改正案）「資産除去債務に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「適用指針案第 46 号」という。）

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 23 年 1 月 25 日（火）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメント等を当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：shihanki-s_2010_asbjed@asb.or.jp

ファクシミリ：03-5510-2717

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みください。よろしくお願いいたします。

■ 目的及び経緯

上場会社等を対象とする四半期報告制度は、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から導入されており、四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表（以下合わせて「四半期財務諸表」という。）に適用される会計処理及び開示については、四半期会計基準等に取扱いが定められている。

四半期会計基準等については、財務諸表作成者から半期報告制度を採用している欧州等と比較して開示書類の作成負担が過重であるため四半期報告の大幅な簡素化を要望する意見が寄せられ、また、平成 22 年 6 月に閣議決定された「新成長戦略」において、我が国の企業・産業の成長を支える金融等の観点から、「四半期報告の大幅な簡素化」が盛り込まれ、平成 22 年度中に所要の改革を行うこととされた。

公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている基準諮問会議では、こうした背景を踏まえ、特に第 1 四半期及び第 3 四半期については大幅な簡素化が必要であるとの意見も考慮して四半期会計基準等を見直すことが適当であるとする提言を当委員会に行った。

当委員会としては、この基準諮問会議からの提言の趣旨を踏まえ、四半期報告制度導入から 2 年経過したことによる適用状況のレビューという視点も加味し、四半期会計基準等の見直しを検討した。

■ 四半期財務諸表の範囲

期首からの累計期間の四半期財務諸表は、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書（又は四半期損益及び包括利益計算書）並びに四半期キャッシュ・フロー計算書から構成される。ただし、第 1 四半期会計期間及び第 3 四半期会計期間においては四半期キャッシュ・フロー計算書を省略することができるものとする。なお、四半期キャッシュ・フロー計算書を省略する場合、期首からの累計期間に係る減価償却費及びのれんの償却額を注記するものとする（会計基準案第 45 号第 5-2 項及び第 6-2 項、第 19 項(20-2)及び第 25 項(19-2)並びに第 36-2 項参照）。

■ 四半期損益計算書等の開示対象期間

四半期報告書に含まれる四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書（又は四半期損益及び包括利益計算書）の開示対象期間は、期首からの累計期間及び前年度における対応する期間とする。

なお、任意で四半期会計期間を四半期損益計算書及び包括利益計算書（又は四半期損益及び包括利益計算書）の開示対象期間として期首からの累計期間と併せて開示することができるものとする（会計基準案第 45 号第 7 項(2)、第 7-2 項及び第 37-2 項並びに適用指針案第 41 号第 37-2 項参照）。

■ 注記事項

次の注記事項（四半期損益計算書の開示対象期間の見直しに伴うものを除く。）について簡素化を行うこととする（会計基準案第 45 号第 55-2 項参照）。

(1) 「四半期財務諸表に関する会計基準」及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」から削除することとした注記事項

表示方法の変更（会計基準案第 45 号第 19 項（5）及び第 25 項(4)並びに適用指針案第 42 号第 36 項参照）

簡便的な会計処理に係る記載（会計基準案第 45 号第 19 項（6）及び第 25 項(5)並びに適用指針案第 42 号第 37 項参照）

1 株当たり純資産額（会計基準案第 45 号第 19 項（9）及び第 25 項(7)並びに適用指針案第 42 号第 55 項から第 58 項参照）

発行済株式総数等（会計基準案第 45 号第 19 項（10）及び第 25 項(8)並びに適用指針案第 42 号第 59 項から第 61 項参照）

ストック・オプション関係（会計基準案第 45 号第 19 項（11）及び第 25 項(9)並びに適用指針案第 42 号第 62 項参照）

(2) 「四半期財務諸表に関する会計基準」及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」の記載内容を見直すこととした注記事項

重要な企業結合に関する事項の項目から、当該企業結合が当年度の期首に完了したと仮定したときの影響の概算額等の記載を求めないこととする（会計基準案第 45 号第 19 項（17）イ及び第 25 項(16)ウ並びに第 63-2 項参照）。

四半期会計期間の情報を四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書（又は四半期損益及び包括利益計算書）で任意開示する場合における四半期会計期間に係る注記も任意開示とすることとする（会計基準案第 45 号第 58-3 項、第 59-2 項及び第 61-2 項参照）。

企業集団又は企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項の例として示す事項について、次のとおり見直しを行うこととする（適用指針案第 42 号第 80 項、第 112 項、第 113 項、第 114 項及び第 115 項参照）。

(例示から削除することとした事項)

- 日本公認会計士協会監査委員会報告第 77 号「追加情報の注記について」で記載されている事項
- 企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」を適用したことによる四半期財務諸表への影響額に重要性がある事項
- 担保に供されている資産に関する事項

(例示内容を見直すこととした事項)

- 貸倒引当金や減価償却累計額などで資産の控除科目として表示されていない科目の記載については、貸倒引当金のみとする。
- 子会社の決算日の変更の記載については、当該変更により四半期損益に重要な影響を及ぼす場合に記載するものとする。
- 有価証券、デリバティブ取引、金融商品の時価情報の記載については、総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業集団以外の企業集団においては、第 1 四半期会計期間及び第 3 四半期会計期間では開示を省略することができるものとする。なお、四半期個別財務諸表を開示する場合は企業集団を企業と読み替えるものとする。

これに伴い、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」の見直しも行うこととした（適用指針案第 42 号第 113 項及び適用指針案第 45 号第 40 項参照）。

(3) 関連する会計基準等での注記事項の見直し

企業集団又は企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項の例として、四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針第 80 項に掲げられている項目を見直すことに合わせて、四半期財務諸表における注記事項に掲げている 賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準、一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針、リース取引に関する会計基準の適用指針及び 資産除去債務に関する会計基準の適用指針についても、見直しを行うこととした（適用指針案第 42 号第 115 項、会計基準案第 46 号第 32 項、適用指針案第 43 号第 13 項、適用指針案第 44 号第 84 項及び第 85 項並びに適用指針案第 46 号第 30 項参照）。

■ 適用時期

平成 23 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の第 1 四半期会計期間から適用する（会計基準案第 45 号第 28-10 項参照）。

以 上

(参考) 改正案に基づく四半期財務諸表の主な記載項目

	第1四半期及び第3四半期	第2四半期
開示が必要な四半期財務諸表の範囲及び注記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期貸借対照表及び前年度末の要約貸借対照表 ・ 四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書（又は四半期損益及び包括利益計算書）【累計情報】（四半期包括利益計算書は四半期連結財務諸表を開示する場合に限る。） ・ セグメント情報（開示すべきセグメントがある場合に限る。） ・ 1株当たり利益と算定上の基礎 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期キャッシュ・フロー計算書 ・ 四半期キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表の科目の金額との関係
該当する事象が生じた場合に開示が必要となる注記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連結の範囲等に重要な変更を行った場合に関する事項 ・ 重要な会計方針の変更を行った場合に関する事項 ・ 会計上の見積りに重要な変更を行った場合に関する事項 ・ 四半期特有の会計処理を採用した場合に関する事項 ・ 配当に関する事項 ・ 株主資本に著しい変動があった場合に関する事項 ・ 継続事業の前提に重要な不確実性が認められる場合に関する事項 ・ 営業収益及び営業費用に著しい季節変動がある場合に関する事項 ・ 重要な偶発債務に関する事項 ・ 重要な企業結合に関する事項 ・ 重要な事業分割に関する事項 ・ 後発事象に関する事項 ・ 過去の誤謬の修正再表示を行った場合に関する事項 ・ 企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項（有価証券、デリバティブ取引、金融商品の時価情報を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券、デリバティブ取引、金融商品の時価情報
任意開示の主な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期会計期間の四半期損益計算書等及び関連する注記事項(セグメント情報、営業収益及び営業費用に著しい季節変動がある場合に関する事項並びに1株当たり利益と算定上の基礎) ・ 四半期キャッシュ・フロー計算書 ・ 四半期キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表の科目の金額との関係 	